

栗原都市計画の変更案に関する公聴会記録

日 時：平成29年9月25日（月）

午後7時

場 所：栗原市市民活動支援センター 多目的室

【案 件】

栗原都市計画の変更について

【公述人】

住所 栗原市

氏名 A

【出席者】

- | | | |
|---|---------------------------|-------------|
| 1 | 宮城県土木部副参事兼都市計画課課長補佐（総括担当） | 菊池弘之 |
| | 都市計画課 企画調査班 技術主幹（班長） | 塚原武士 |
| | | 技術主査 佐藤大成 |
| | | 技 師 中鉢利徳 |
| | | 技 師 横田純 |
| | 行政班 課長補佐（班長） | 渡辺一晃 |
| | | 主 幹 玉川修一 |
| | | 主 事 白鳥正志 |
| 2 | 栗原市建設部都市計画課 | 課 長 松田幸彦 |
| | | 課長補佐 佐々木輝昭 |
| | 都市計画係 | 主幹（係長） 小山雅規 |
| 3 | 公述人 | |

【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 説 明（栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針について）
- 4 公 述
- 5 説 明（都市計画の手続きについて）
- 6 その他
- 7 閉 会

【配布資料】

- 1 公聴会次第
- 2 資料1「栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（素案）」（A3判）
- 3 資料「栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（素案）」（A4判）
- 4 資料2「都市計画の手続きについて」
- 5 都市計画に関する公聴会規則

午後 7 時 開会

1 開 会

司会 玉川主幹

2 挨 拶 (菊池部副参事)

3 説 明 (塚原企画調査班長)

栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針について，配布資料により説明。

4 公 述

議長 菊池部副参事

※公述に先立ち，議長から公述人に対し，公述申出書に記載した内容に基づき公述を行うよう，話をした。

○公述人 栗原市に住んでおりますAと申します。栗駒は県境にあつて岩手県や秋田県との交流が比較的多いところでして，その辺のことについて3点意見を述べさせていただきたいと思います。まず始めに栗駒総合運動場から巖美溪に接続する道路の拡幅整備，次に県道42号線の拡幅整備，もうひとつは県道249号線の通年通行と国道108号線への接続です。理由としては，岩手や秋田との交流人口の増大を図りたいという考えによるものです。

一点目の栗駒総合運動場から巖美溪に接続する道路ですが，これは平泉につながっている片側一車線の道路ですが，約7kmにわたつて狭い部分があつて，その辺の整備をしていただけると，大型観光バスなどが通りやすくなつて平泉からの観光客が栗駒へ流れ，交流人口が増えるようになると思つています。

次に県道42号線の拡幅整備についてですが，栗駒山に登つていく途中にトンネルがあり，そのトンネルを過ぎて右側にダムへ入つていく道路があつて，そこを抜けていくと一ノ関の須川岳に登つていく道路に突き当たります。ここが，岩手から来る道路は大きくて広いのですが，ダムへの入り口の道路が非常に狭く，車一台が通れる幅しかありません。栗駒山を中心とした観光プランとして，栗駒側から栗駒山に登つて須川岳に降りて一ノ関へ周遊するというプランで仙台からの観光客を呼びたいと考えておりました，その場合，観光客が山登りをしている間にバスが須川側に回つて待つということを考えているのですが，今の状況ではかなり大回りをしなければならないので，この4km程度の道路の拡幅整備をしていただけると，旅行会社でも栗駒山周辺の周遊の企画を練りやすいのではないかと思います。

三点目の県道249号線は花山の道路になります。国道398号線は山の中を通過しており，冬は除雪をしたとしても通るのが怖いと思つますが，県道249号線は森林科学館の先に国見峠があり，そこは景観はとても良いのですが道路が非常に狭く，車がすれ違ふのも大変なところですが，もちろん冬の間は通行止めになりますが，ここを岩入という地区まで通年で接続できるようにすると，そこから先は比較的整備されているので，そのまま国道108号線につなぐようにできれば，秋田からの観光客も鳴子から流れてくるようになるのではないかと思いますし，気仙沼方面への観光客も

栗原を通るようになることが見込めると思います。そのような考えから意見を述べさせていただきました。私からは以上です。

5 説 明（渡辺行政班長）

今後の都市計画の手続きについて、次の点を説明。

- ・公述した意見に対する県の対応方針等を後日書面で回答すること。
- ・栗原都市計画の変更に係る計画の原案を作成し、公告及び縦覧の手続きを行うこと。
- ・縦覧は、平成29年12月頃の予定で2週間行うが、計画の原案に対し意見のある方は、都市計画法の規定に基づき、縦覧期間中に知事に意見書を提出できること。
- ・縦覧を終えた計画案は、県都市計画審議会への付議、国土交通大臣の同意などの手続きを経て、平成29年4月頃に正式に都市計画決定される予定であること。

6 閉 会

午後7時36分閉会